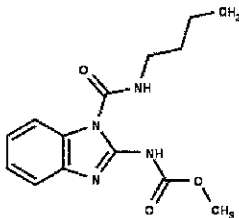
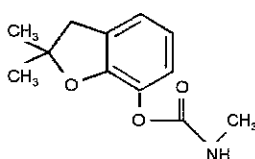
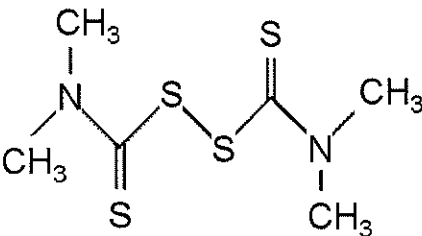


物質名	《ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤》 ベノミル		
英文名	Benomyl		
別 名	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル 1-(ブチルカルバモイル)-2-ベンゾイミダゾール=メチルカルバメート 1-(N-ブチルカルバモイル)-2-(メトキシカルボキサミド)ベンゾイミダゾール メチル=1-(ブチルアミノ)カルボニル-1H-ベンゾイミダゾール-2-イルカルバメート		
英 文 別 名 *通称名又は グループ名	N-[1-(N-n-Butylcarbamoyl)-1H-2-benzimidazolyl] methylcarbamate 1-(Butylcarbamoyl)-2-benzimidazol-methylcarbamate 1-(N-Butylcarbamoyl)-2-(methoxy-carboxamido)-benzimidazole Methyl 1-(butylamino)carbonyl-1H-benzimidazol-2-ylcarbamate		
輸出統計品目No.	2933.99-000	化審法No.	
CAS No.	17804-35-2		
分子式	C ₁₄ H ₁₈ N ₄ O ₃		
構造式			分子量 (計算) 融点 140 °C 沸点 °C 比重 0.38 屈折率
性 状	特徴的な臭気のある、白色の結晶性粉末。		
用 途	農薬(殺菌剤)		
コメント			
規制法令・ 関係法令	規制法令	外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)	
	関係法令		
	コメント	ロッテルダム条約附属書Ⅱに掲げる化学物質 但し、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合は、輸出承認を要しない。	
その他 (適用法令等)	化管法 第2条第2項 施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質 労安法 第57条の2 施行令第18条の2別表第9 名称等を通知すべき有害物		

物質名	《ペノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤》 カルボフラン		
英文名	Carbofuran		
別 名	N-メチルカルバミン酸=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル N-メチルカルバミン酸=2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロベンゾフラニル-7 2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-7-ベンゾフラニル=N-メチルカルバメート 2,2-ジメチル-7-クマラニル=N-メチルカルバメート フラダン		
英 文 別 名 *通称名又は グループ名	2,3-Dihydro-2,2-dimethyl-7-benzo[b]furanyl N-methylcarbamate 2,2-Dimethyl-2,3-dihydrobenzofuranyl-7 N-methylcarbamate 2,2-Dimethyl-2,3-dihydro-7-benzofuranyl N-methylcarbamate 2,2-Dimethyl-7-coumaranyl N-methylcarbamate Furadan		
輸出統計品目No.	2932.99-000	化審法No.	5-5540
CAS No.	1563-66-2		
分子式	C ₁₂ H ₁₅ NO ₃		
構造式	 分子量 (計算) 融点 150-153 °C 沸点 °C 比重 1.18 屈折率		
性 状	無色の結晶		
用 途	殺虫剤		
コメント			
規制法令・関係法令	規制法令	外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)	
	関係法令		
	コメント	ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質 但し、ペノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ペノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合は、輸出承認を要しない。	
その他 (適用法令等)	化管法 第2条第2項 施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質 労安法 第57条の2 施行令第18条の2別表第9 名称等を通知すべき有害物 海洋汚染防止法 施行規則第30条の2の3 国土交通省告示 毒性のもの 航空法 施行規則第194条危険物告示別表第1 毒物類・毒物 船舶安全法 危規則第3条危険物告示別表第1 毒物類・毒物		

物質名	《ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤》 チウラム		
英文名	Thiuram		
別名	テトラメチルチウラム=ジスルフィド メチルチウラム=ジスルフィド ビス((ジメチルアミノ)カルボノチオイル)ジスルフィド メチルチラム ビス(ジメチルチオカルバモイル)ジスルフィド		
英文別名 *通称名又は グループ名	Tetramethylthiuram disulfide Bis((dimethylamino)carbonothioyl) disulphide Bis(dimethyl thiocarbamoyl)disulfide Methyl thiram Methylthiuram disulfide		
輸出統計品目No.	2930.90-000	化審法No.	2-1820
CAS No.	137-26-8		
分子式	$C_6H_{12}N_2S_4$		
構造式	 分子量 (計算) 融点 155-156 °C 沸点 129 °C 比重 1.29 屈折率		
性状	無色の結晶		
用途	農薬(殺菌剤)、有機ゴム薬品(加硫促進剤)		
コメント			
規制法令・ 関係法令	規制法令	外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)	
	関係法令		
	コメント	ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質 但し、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合は輸出承認を要しない。	
その他 (適用法令等)		化管法 第2条第2項 施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質 労安法 第57条の2 施行令第18条の2別表第9 名称等を通知すべき有害物 水質汚濁防止法 第2条 施行令第2条 排水基準を定める省令第1条 有害物質 土壤汚染対策法 第2条第1項 施行令第1条 特定有害物質	